

# 今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

令和3年3月31日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の安全対策の促進に努め、地震に対するブロック塀等の安全性の向上を図り、大地震発生時におけるブロック塀等の倒壊の被害から人命を守り、避難路沿道等の安全を確保するため、今治市の区域内に存するブロック塀等の安全対策工事に要する経費に対し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、予算の範囲内で今治市ブロック塀等安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 別表の点検表により安全対策が必要とされた市内にある補強コンクリートブロック造又は組積造（レンガ造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。

(2) ブロック塀等安全対策工事 ブロック塀等の除却又は建替え（除却及び新設をいう。以下同じ。）に係る工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ブロック塀等の所有者であつて、市税を滞納していないもの。ただし、当該所有者が個人の場合は、その所属する世帯の全員が市税を滞納していないもの

(2) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号又は第3号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次の各号のいずれにも該当するブロック塀等安全対策工事とする。

(1) 今治市耐震改修促進計画に位置付けたブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路沿道等に面するもの

(2) 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの（除却のみの場合を除く。）

(3) ブロック塀等に明らかな法令違反がないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等安全対策工事は、補助対象事業としない。

(1) 補助金の交付の決定前に着工したもの

(2) 除却する部分の長さを超えて設置する部分の塀に係るもの

(3) 次のいずれかに該当するブロック塀等に係るもの

ア 国、地方公共団体その他の公共団体が所有しているブロック塀等

イ 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となったブロック塀等を有する敷地に存するブロック塀等

ウ ブロック塀等安全対策工事に係る経費について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった、又は交付の対象となる予定のブロック塀等

- (4) その他市長が適当でないと認める工事の対象となるブロック塀等  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、ブロック塀等の長さ1メートルあたり8万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業のうち、安全対策に明らかに寄与しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 ブロック塀等安全対策工事に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

第7条 補助金交付の申請をしようとする者は、事前に、今治市ブロック塀等安全対策事業事前調査申込書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図及び現況写真  
(2) 補助対象ブロック塀等の所有者が分かる書類（固定資産税課税台帳記載事項の証明書又は課税明細書等の写し等）  
(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、調査を行い、その判定結果を今治市ブロック塀等安全対策事業補助金事前調査結果通知書（別記様式第2号）により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項の判定結果に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第4号）  
(2) 別表の点検表  
(3) 位置図、配置図及び平面図等（除却又は建替え内容が記載されたもの）  
(4) ブロック塀等安全対策工事費見積内訳書  
(5) 共有者が存する場合は同意書（別記様式第5号）  
(6) 納税状況調査同意書（別記様式第6号）  
(7) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請者は、補助金の受領を、ブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任することができる。この場合において、交付申請者は、前項の補助金交付申請書に今治市ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領予定届出書（別記様式第7号）を添付しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第9条 交付申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請取下届（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地検査を行い、補助金の交付の可否を決定し、決定した内容を今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第9号）又は今治市ブロック塀等安全対策事業補助金不交付決定通知書（別記様式第10号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更申請）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち、次の各号のいずれかに変更が生じる場合は、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金変更承認申請書（別記様式第11号）に第8条第1項各号に掲げる書類のうち変更内容が分かるものを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助対象経費

（2） 補助対象事業の内容

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、決定した内容を今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定変更承認通知書（別記様式第12号）又は今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定変更不承認通知書（別記様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の変更承認に際し、必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ今治市ブロック塀等安全対策事業中止（廃止）届出書（別記様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに今治市ブロック塀等安全対策事業実績報告書（別記様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 工事完了報告書（別記様式第16号）

（2） ブロック塀等安全対策工事請負契約書（写し）

（3） ブロック塀等安全対策工事代金領収書（写し）

（4） ブロック塀等安全対策工事写真（工事内容が確認できるもの）

（5） その他市長が必要と認める書類

2 第8条第2項後段の規定による届出を行った補助事業者は、補助金の受領を、ブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任するときは、前項第3号に掲げる書類に代えて、ブロック塀等安全対策工事に係る請求書の写し及び当該請求書の額から補助金の交付決定額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付額確定通知書(別記様式第17号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第15条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金請求書(別記様式第18号)により、補助金を請求することができる。

2 第8条第2項後段の規定による届出を行った補助事業者は、前項に規定する補助金の交付請求において、補助金の受領を、ブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任するときは、前項の請求書に今治市ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領委任状(別記様式第19号)を添付し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(地位の継承)

第16条 第7条第1項の規定による申込を行った者、交付申請者又は補助事業者(以下「補助事業申請者」という。)が、死亡その他の特段の事情により補助事業を実施又は継続することが困難となった場合において、相続等により補助事業申請者の法的な地位を継承した者は、市長に申請し、承認を受けることにより、この要綱の規定に基づき補助事業申請者が取得した地位を継承することができる。

2 前項の規定によりこの要綱に基づく補助事業申請者の地位を継承しようとする者(以下「補助事業継承者」という。)は、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金地位継承申請書(別記様式第20号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地位を継承する者であることを証する書類
- (2) 共有者又は占有者の同意書(共有の場合又は所有者と占有者が異なる場合)
- (3) 納税状況調査同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地位の継承を認めたときは、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金地位継承認定通知書(別記様式第21号)により、補助事業継承者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第 22 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(調査等)

第19条 市長は、事前調査又は補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業申請者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができるものとする。この場合において、補助事業申請者は、この調査等に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間これらを保管しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日今治市要綱）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日今治市要綱）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

今治市ブロック塀等安全対策事業事前調査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

今治市長

印

年 月 日付で申込みのありました今治市ブロック塀等安全対策事業事前調査の判定結果について、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により以下のとおり通知します。

ブロック塀等の 所在地	今治市
判 定	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
備 考	

別表（第8条関係）

ブロック塀等の点検表

1. 補強コンクリートブロック造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2. 2 m以下である。	はい	いいえ
2 塀の厚さ	・高さ2 m以下の塀においては10 cm以上である。 ・高さ2 mを超え2.2 m以下の塀においては15 cm以上である。	はい	いいえ
3 鉄筋	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	はい	いいえ
	塀内に径9 mm以上の鉄筋が縦横とも80 cm以内の間隔で入っている。	はい	いいえ
4 控え壁（高さが1.2 mを超える塀の場合）	塀の長さ3.4 m以内ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	はい	いいえ
5 基礎	コンクリート造の基礎があり、根入れ深さは30 cm以上である。	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがない。	はい	いいえ
評価	6項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です。		

2. 組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1. 2 m以下である。	はい	いいえ
2 塀の厚さ	十分ある。	はい	いいえ
3 控え壁	塀の長さ4 m以内ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。	はい	いいえ
4 基礎	基礎があり、根入れ深さは20 cm以上である。	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがない。	はい	いいえ
評価	5項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です。		

※点検結果欄は、該当する項目に○印で記入し、点検できない又は該当しない内容がある場合は、斜線を記入してください。

3. 設置場所の確認

ブロック塀等の位置	所在地 今治市		
確認項目	確認内容	確認結果	
		適合	不適合
設置場所	避難路沿道等に面したものである。	はい	いいえ

(宛先) 今治市長  
上記のとおり報告します。

年 月 日

報告者（施工予定業者）  
住所  
氏名

上記内容について適正であることを確認しました。

年 月 日

確認者（市担当者）  
氏名

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 今治市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、別紙のとおり市税の納税状況を調査することについて同意した上で、同要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

ブロック塀等の位置	所在地 今治市
事業費見積額	円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) ※ブロック塀等の長さ1メートルあたりの工事費限度額8万円
補助金交付申請額	円 (千円未満の端数を切り捨てる。) ※事業費見積額×2/3以内で限度額30万円



事業計画書

1 補助対象ブロック塀等

所 有 者	住 所
	氏 名
ブロック塀等の位置	所在地 今治市

2 事業計画

ブロック塀等の安全性向上に役立てることを目的として 除却又は建替え を行  
う。

ブロック塀等の構造	補強コンクリートブロック造 組積造（レンガ造・石造・コンクリートブロック 造）
除却するブロック塀等 の長さ	m
新設するブロック塀等 の長さ	m
事業経費（除却）	
〃（新設）	
事業開始（予定）年月 日	年 月 日
事業完了（予定）年月 日	年 月 日

3 添付資料

- (1) 別表の点検表（点検を実施した者（施工予定業者）の氏名が記載されているもの）
- (2) 位置図、配置図及び平面図等（除却又は建替え内容が記載されたもの）
- (3) ブロック塀等安全対策工事費見積内訳書
- (4) 同意書（別記様式第5号）。ただし共有者が存する場合に限る。
- (5) 納税状況調査同意書（別記様式第6号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

別記様式第5号（第8条関係）

## 同意書

ブロック塀等所有者 　　　　　　　　　　が、次の所在地のブロック塀等安全対策工事

を実施することについて、利害関係者として同意します。

ブロック塀等の位置 所在地 今治市

年 月 日

ブロック塀等共有者 住所

氏名  
(自署)

## 納 税 状 況 調 査 同 意 書

申請者である私（の世帯全員）について、市税の納税状況を調査することに同意します。

（宛先）今治市長

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

- ※ 申請者は記入しないでください。
- ※ 市税の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

上記のものから補助金交付申請があったので、申請者の（世帯全員の）納税状況調査をお願いします。

年 月 日  
課長 様

課長

市税滞納の有無	滞納がないとき・・・「滞納なし」 滞納があるとき・・・「滞納あり」
---------	--------------------------------------

納税状況は上記のとおりです。

年 月 日 課長 印

別記様式第7号（第8条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領予定届出書

（宛先）今治市長

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

私は、今治市ブロック塀等安全対策事業の実施にあたり、補助金の受領権限を下記のとおり委任する予定です。

記

住所  
事業者名  
代表者名

別記様式第8号（第9条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請取下届

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付けで申請しました補助金の交付申請を次の理由により取り下げたいので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

ブロック塀等の位置 所在地 今治市 \_\_\_\_\_

記

取下理由	
------	--

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知書

今治市指令 第 号  
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のありました今治市ブロック塀等安全対策事業補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円
補助事業の内容	申請書記載のとおり。
交付の条件	(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2) この補助事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。 (3) 今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、市長はこの決定の全部又は一部を取り消すことがある。 (4) (3)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、市長は期限を定めてその返還を求める。

別記様式第10号（第10条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金不交付決定通知書

今治市指令 第 号  
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のありました今治市ブロック塀等安全対策事業における補助金交付申請については、次の理由により不交付と決定しましたので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

別記様式第11号（第11条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知がありました補助事業を次のとおり変更したいので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更する内容	
変更する理由	

※具体的に記載してください。



別記様式第12号（第11条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定変更承認通知書

今治市指令 第 号  
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のありました今治市ブロック塀等安全対策事業における変更承認申請について、次のとおり承認しましたので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け変更承認申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る交付決定の額は、次のとおりとする。

（単位：千円）

既交付決定額	今回変更増減額	変更交付決定額

- 3 承認の条件

別記様式第13号（第11条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定変更不承認通知書

今治市指令 第 号  
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のありました今治市ブロック塀等安全対策事業における変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしましたので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由	
--------	--

別記様式第14号（第12条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業中止（廃止）届出書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知がありました補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

中止（廃止）理由	
----------	--

別記様式第15号（第13条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知がありました補助事業について、次のとおり補助事業が完了しましたので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業実績額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 工事完了報告書（別記様式第16号）
- (2) ブロック塀等安全対策工事請負契約書（写し）
- (3) ブロック塀等安全対策工事代金領収書（写し）
- (4) ブロック塀等安全対策工事写真（工事内容が確認できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

※ 上記(3)について、代理受領（補助金受領の委任）を行う場合は、ブロック塀等安全対策工事に係る請求書の写し及び当該請求書の額から補助金の交付決定額を差し引いた額の領収書の写しを添付するものとする。

工事完了報告書

申請者氏名			交付決定通知番号
対象となる ブロック塀等の位置	所在地 今治市		
施 工 者	会 社 名： 建設業許可番号： 担 当 者 氏 名： 担当者連絡先：		
確認日	年 月 日	立会人	
手直し結果確認日	年 月 日		
確認結果・手直し指摘事項		手直し結果	
<p>（宛先）今治市長</p> <p>ブロック塀等安全対策工事での工事内容が適切であることを確認しました。          地震に対して安全な構造であることを確認しました。（除却の場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">施工者氏名</p> <p>上記の報告内容について確認しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p>			

別記様式第17号（第14条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付額確定通知書

今治市指令 第 号  
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで報告のありました今治市ブロック塀等安全対策事業実績報告書を審査した結果、適正に事業が行われていると認めましたので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり通知します。

なお、速やかに同要綱第15条の規定による請求を行ってください。

記

補助金交付確定額	円
----------	---

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付額確定の通知がありました補助金の交付を受けたいので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助金額 金 円

2 振込口座名（※代理受領（補助金受領の委任）を行う場合は、記載不要）

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店
	<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 支店
	<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
口座名義人	(ふりがな) 氏 名	

※ 口座名義人は、申請者本人名義の口座をご記入ください。

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領委任状

（宛先）今治市長

年 月 日

住 所  
委任者 氏 名  
(補助事業者) (自 署) 電話番号

ブロック塀等安全対策事業補助金の受領権限を下記の者に委任します。

記

1 補助金額 金 円

2 受任者  
住所  
会社名  
代表者名

3 受任者振込口座名  
（補助金振込先口座）

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店
	<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 支店
	<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
口座名義人	(ふりがな) 氏 名	



別記様式第 20 号（第 16 条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金地位継承申請書

（宛先）今治市長

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により地位を継承したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

ブロック塀等の所在地	今治市	
補助事業 申請者	新	住 所 氏 名
	旧	住 所 氏 名
継 承 の 理 由		
継 承 の 年 月 日	年 月 日	
地位を継承するに当たり、次のいずれにも該当することを誓約します。 (1) 市税を滞納していないこと。 (2) 今治市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。 なお、上記について、市が必要と認める場合には、調査することに同意します。		

（添付書類）

- (1) 地位を継承する者であることを証する書類
- (2) 共有者又は占有者の同意書（共有の場合又は所有者と占有者が異なる場合）
- (3) 納税状況調査同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第21号（第16条関係）

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金地位継承認定通知書

第 号  
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった今治市ブロック塀等安全対策事業補助金地位継承申請書については、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により、認定したことを通知します。

今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書

今治市指令 第 号  
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知をしました。今治市ブロック塀等安全対策事業補助金については、次のとおり取り消しましたので、今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

なお、すでに交付された補助金がある場合は、同要綱第18条の規定により、返還期日までに返還をしてください。

記

1 補助金交付決定額 円

(内訳)

既決定額	円
取消額	円
取消後決定額	円

2 交付済補助金の返還

既交付済額	円
取消後交付すべき額	円
返還補助金額	円
返還期日	年 月 日

3 取り消し理由

取消該当条項	今治市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱 第17条第1項 第 号該当
取消理由	